

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（情）第8号）

第1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書部分開示及び不存在とした情報のうち、後記第3の1の本件不開示部分のうち「自己を認識する力」欄、「自分の人生を選択する力」欄及び「表現する力」欄において文章によって記述されている部分については、開示すべきである。また、後記第3の1の本件対象文書2に係る部分の決定を取り消し、改めて対象文書を特定して開示等の決定を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和5年8月21日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、令和5年度広島県公立高校一次選抜検査に係る次の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(1) 広島県議会 令和5年2月定例会（第4日）本文 2023-02-13

136 ○教育長（平川理恵君）「このたびの自己表現でございますが…評価に当たりましては、公正・公平に評価するため、評価者の自己表現に対する理解、認識の共有が不可欠であることから、高等学校の校長及び担当者を対象に評価者研修を実施いたしました。また、各高等学校におきましては、この研修を踏まえた具体的な評価基準を適切に設定し、校内で全教職員を対象とした研修を複数回実施しているところでございまして、適正に評価できるものと考えております」

ア 下線部の評価者研修のとき配布された広島県教育委員会の資料 一切（以下「本件請求文書1」といい、本件請求文書1に係る請求を「本件請求1」という。）

イ 下線部の各高校の具体的な評価基準 一切（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書2に係る請求を「本件請求2」という。）

広島皆実高校 広島国泰寺高校 西条農業高校 福山誠之館高校 のもの

(2) 学力検査の広島県を単位とする 各教科の平均点と標準偏差（出来れば100

点満点表示) 同様に5教科総合のもの(以下「本件請求文書3」といい、本件請求文書3に係る請求を「本件請求3」という。)

- (3) 自己表現の広島県を単位とする ア認識 イ選択 ウ表現 の評定3、4、5の人数(割合) 自己表現の広島県を単位とする 平均点と標準偏差(出来れば100点満点表示) 同様に3項目総合のもの(以下「本件請求文書4」といい、本件請求文書4に係る請求を「本件請求4」という。)

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1の一部及び本件請求3に対し行政文書開示決定を、本件請求1のうち行政文書開示決定に係る部分以外の部分について条例第10条第6号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を、本件請求2に対して条例第10条第6号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定(以下「本件処分2」という。)を、本件請求4に対して行政文書不開示決定(不存在)(以下「本件処分3」といい、本件処分1、本件処分2及び本件処分3を総称して本件処分という。)を行い、それぞれ令和5年10月19日付けで審査請求人に通知した。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和6年1月10日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求の補正

審査請求書の記載内容に不備があったため、実施機関は令和6年2月26日付けで補正を命令し、審査請求人は、令和6年3月11日付けで補正書を提出した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分1を取り消し、「令和5年度広島県公立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜 「自己表現」評価者研修 資料」(以下「本件対象文書1」と

いう。)のうち「- 3 -」ページの不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求める。

本件処分2を取り消し、西条農業高等学校の具体的な評価基準に係る文書(以下「本件対象文書2」という。)について、改めて対象文書を特定し、開示することを求める。

本件処分3を取り消し、対象文書を特定し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分1について

ア 本件請求1は県教委が、「自己表現の評価に当たりましては、公正・公平に評価するため評価者の自己表現に対する理解、認識の共有が不可欠であることから」として、県教委が招集の評価者研修会で、高校の校長及び担当者に示したものである。

この資料の中に「評価(採点)基準の見本」があると考え、この「評価(採点)基準の見本」の開示を求めたものである。私の想定した目的開示文章は、これである。

確かに、この「評価(採点)基準の見本」はあった。ただし全文章黒塗りであった。

イ 開示しない理由は、「検査官の対応、評価方法の具体的な内容等、公にすることに入学者選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれているため」とある。

確かに検査結果の妥当性を問われる材料にはなる。つまり標準偏差が限りなく0に近くなること(ほとんど全員評定4ばかり点けていると同値)が明らかになる。

採点結果(皆に同じ点をつけている)がバレては、中学生が勉強しないかもしれない。これが適正な遂行を邪魔しているのか。適正な遂行が出来る採点基準にすればよい。堂々と開示し「ウソ(皆に同じ点を点けている等)の因縁をつけるな」としてもらいたい。

そもそも「採点できないもの、の、採点基準」は存在しない。(何を書

いても基準にならない) 例えば、受検生本人の「ア選択」について何であつても評定5を点ける以外なからう。

中学校では、国社数理英音美体技の9教科は5段階評価する。「道徳」と「特別活動の時間」は5段階評価しない。「自己表現」は評価しない部類に入る教科ではないか。

今聞いているのは、すでに行われた入試についてである。評価基準は中学生の学習目標にもなる。すでに行われた入試の模範解答と同じこと。毎年同じ問題ではあるが。

県では、少なく見積もっても20人(1校)×80校=1,600人がよく研修する。漏れ伝わることはないものか。高校の中でも目にする職員と目に見えない職員がいることも問題である。もちろん個人情報等公にすべきでない事柄については全職員よく心得ている。

ウ WEV説明会で教育長は「(自己表現に関する疑問は) なんでも聞いちゃって下さい」と言っている。何を評価するかについては、「15歳で ア認識 イ選択 ウ表現 がどの程度身につけているかその力を見る」としている。その到達基準であるから中学生にとっては学習目標である。学力検査と対比すると、各問題に対してこの様な正解が書ける様によく勉強せよとする、模範解答に当たる。中学生の見取り勉強する目標である。

「なんでも聞いちゃってください」精神で正々堂々と開示すれば、中学生の自己表現力の向上に寄与し、評価基準の磨き(改良)にも寄与する。

教育長は「全国ではじめて自己表現を導入した」と謳っている。他県が「そんなに良いものなら、見習いたいから詳細を是非教えてくれ」と言ったら教えるべきである。

(2) 本件処分2について

ア 審査請求書

(ア) 本件請求2は教育長が「自己表現の評価に当たりましては、公正・公平に評価するため、評価者の自己表現に対する理解、認識の共有が不可欠であることから」、高等学校の校長及び担当者に示し、「この研修を踏まえた具体的な評価基準を適切に設定し、校内で全教職員を対象とした研修を複数回実施しているところをございまして、適正に評

価できるものと考えております」としたものである。

再度「各高等学校におきましては、この研修を踏まえた具体的な評価基準を適切に設定し」つまり『各高校で具体的な評価基準を適切に設定した』としている。

私が要求したものは、4校 皆実 国泰寺 西条農業 誠之館高校が『適切に設定した具体的な評価基準』である。(教育委員会が見本を示し高校が適切に設定し直したもの)

- (イ) 請求した4校のうち皆実 国泰寺 誠之館高校のものには、1ページ目に当該高校の行政文章であることが分かる様になっている。(例 自己表現実施マニュアル 広島県立福山誠之館高等学校 等)

ところが、西条農高のものとされているものには、1ページ目に「自己表現」評価者研修 資料 広島県教育委員会事務局 他2課」と書かれたものである。西条農高は、県教委が書いたものであることを、明確に示している。

聞くとところによると、「同じことが書かれているから用を為している」とのこと。

- (ウ) 従って改めて、西条農高の行政文書であることが分かり、西条農高が書いた(写し変えた?)もの、の開示請求をする。
- (エ) 西条農高が教えてくれたこと。「教育長は、研修を踏まえた具体的な評価基準を適切に設定せよ」と言ったのに、「西条農高は、工夫は加えずに県教委の例示をコピー&ペーストしただけ、であることを証明したこと」は分かった。(何れの高校も同様ではあろうが) つまり西条農高は、県教委の見本と高校が研修をふまえて作った評価基準がまったく同じであることまで教えてくれた。西条農高から県教委に提出されたとき、県教委は「これではまずい」と注意しないのか疑問が残る。県立高校は県教委の指導下にあるはずだが。それとも担当課と高校の関係性で決まるものか。事の適切さこそ最優先に付度すべきではないか。

イ 反論書

- (ア) 当方が開示請求したものは、本件請求1の教育委員会が作成し、高校の校長及び担当者を対象に評価者研修を実施したとき配布した「具

体的な評価基準の見本」と、本件請求2の西条農高が、この研修を踏まえて具体的な評価基準を適切に設定し、校内で全教職員を対象とした研修を複数回実施したとき用いた「西条農高作の具体的評価基準」である。

再度、当方が開示請求したのは、この「西条農高が、この研修を踏まえた具体的な評価基準を適切に設定し、校内で全教職員を対象とした研修を複数回実施」したとき、用いたもの。つまり西条農高が自分たちで工夫を加え適切に設定して作ったもの。

- (イ) ところが開示されたものは、教育委員会が、高等学校の校長及び担当者を対象に評価者研修を実施したとき、各高校に配布したものである。
- (ウ) 請求した4校のうち皆実 国泰寺 誠之館高校のものには、表紙に当該高校の作成文書であることが分かる様になっている（例 自己表現実施マニュアル 広島県立福山誠之館高等学校 等）。ところが西条農高のものとしてされているものには、表紙に「自己表現」評価者研修 資料 広島県教育委員会事務局 他2課」と書かれたものである。西条農高は、県教委が書いたものであることを、明確に示している。
- (エ) 聞くところによると、「同じことが書かれているから用を為している」とのこと。つまり西条農高は、「この研修を踏まえた具体的な評価基準を適切に設定」せず、県教委から配布されたものをそのままコピー&ペーストした、もう一つの教育長案件であるから適当に扱った、と黒塗りの一部（本質的内容）まで教えてくれた。他の3校は、「この研修を踏まえた具体的な評価基準を適切に設定」した、か、しなかったか、は分からない。
- (オ) また弁明書のなかに「西条農高における自己表現に係る具体的な評価基準は本件対象文書2であり、これ以外の文章は存在しない」と書いている。が。西条農高には、少なくとも、①県教委より配布されたものと②当校の選抜検査実施要領（マニュアル）のなか と③自己表現検査の時の検査官の机の上にあるものの3種類はあるはず。
- (カ) 当方が開示請求した行政文書は、②西条農高の選抜検査実施要領（マニュアル）のなかにある「西条農高が研修をふまえて適切に設定

した具体的な評価基準」である。

- (キ) 現在(2024年7月)の教育委員会の動きを見るに、入試に馴染まない(公平公正な採点が出来ない 自己表現力を測ると謳っているが自己表現力とは何ぞや)(前教育長の自己表現の為の)自己表現は、フェードアウトの運命に見える。採点者(教育委員会 高校 現場検査官)が、はじめから採点結果を決めて評定4ばかり点ける官製談合採点入試は、正面から廃止以外ない。これまでに決めた矛盾だらけのルールを、厳しく検証し廃止することが、広島県中学生に対する正しい指導であると考え。広島県教育委員会も教育機関。広島県教育委員会は、先生の端くれではなくど真ん中。

(3) 本件処分3について

ア まず学力検査に関する行政文書の開示を請求した。

学力検査の広島県を単位とする各教科の平均点と標準偏差(出来れば100点満点表示) 同様に5教科総合のもの

これは開示され確かに受け取った。

イ この自己表現に関する行政文書の開示を請求した。

- ・ 自己表現の広島県を単位とする ア認識 イ選択 ウ表現 の評定

3、4、5の人数(割合)

- ・ 自己表現の広島県を単位とする 平均点と標準偏差(出来れば100点満点表示) 同様に3項目総合のもの(この上下2つの情報は数学的にはほぼ同値)

これらは両方採点検査であるので、何れの高校も全受験生の全検査項目の採点結果(数値)を持っているはずである。(これがないと合否判定は出来ない)

ウ 学力検査は、科学的にデータ分析をし、HPにupし中学校 高校 議員 報道関係へ配布している。残念ながらこれを今後の教育の参考にする中学校 高校はない。

自己表現は「保有していない」その理由「作成または取得していないため」という「行政文書不存在通知書」を受け取った。確かにない袖は振れぬ。

これでは、基礎データは集めたがそれを集計し科学的な処理を（標準偏差が0になるのを恐れて）していないのか、はじめから数値的な基礎データを集めていないのか分からない。

エ 従って改めて該当する行政文書（基礎データを集計したものだけでよい あとはこちらで計算する）の開示請求をする。

オ そもそも論。選抜検査として馴染まない自己表現を、導入したことが間違いであるから合理的な情報も開示できない。何も各個人の点数を問うていうのではない。各高校の平均点を問うているのでもない。県全体の平均点と標準偏差を問うている。

そもそも論。平川教育長が、自己表現のツールとして選抜検査に馴染まない自己表現を、導入したことが間違いの始まり。自己表現が必要と思えば中学の卒業式前に「卒業記念謝恩会自己表現大会」を開けばよい。就職 私立公立高校受験者 全員出来る。テスト試験をテコに教育をすることは、素人で教育力がない者のすること。

来年度5月初旬までに、次年度の選抜検査の「基本方針」は発表される。発表される選抜関係行政文書（基本方針要項）は内部矛盾している。内部矛盾しないために。

「学力検査:調査書:自己表現=6.0:3.8:0.2」とすべきである。

「換算」「換算式」という言葉は、慎重に使うことを肝に銘じて。（厳密には書ききれん）理想の解決策は「学力検査を500満点 調査書を480満点 自己表現を20満点とする」

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求について

審査請求人は、当委員会に対し、令和5年8月21日付けで、「令和5年度広島県公立高校一次選抜検査に関するもの」として「①イ評価者研修のとき配布された広島県教育委員会の資料 一切」、「①ロ各高校（広島皆実高校、広島国泰寺高校、西条農業高校、福山誠之館高校）の具体的な評価基準 一切」、「②学力検査の広島県を単位とする各教科の平均点と標準偏差（出来れば

100点満点表示) 同様に5教科総合のもの」及び「③自己表現の広島県を単位とする ア認識 イ選択 ウ表現 の評定の3、4、5の人数(割合) 自己表現の広島県を単位とする平均点と標準偏差(出来れば100点満点表示) 同様に3項目総合のもの」を行政文書の件名又は内容とする行政文書開示請求を行った。当委員会は、審査請求人に対し、令和5年10月19日付けで本件処分及び行政文書開示決定(広教委高選第50002号)を通知した。

2 本件処分をした具体的な理由

(1) 本件処分1について

ア 条例及び広島県情報公開条例の解釈運用基準(平成13年3月29日制定。以下「解釈運用基準」という。)

(ア) 条例第10条第6号

条例第10条第6号は、不開示とする情報として、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を掲げ、同号イないしホに、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙している。このうち、同号イは、「監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を掲げている。

本件対象文書1は、令和5年度(令和4年度実施)の広島県公立高等学校入学者選抜(以下「入学者選抜」という。)に係る文書であり、入学者選抜に係る事務は条例第10条第6号イの「試験に係る事務」に該当する。

(イ) 解釈運用基準

解釈運用基準では、条例第10条第6号にいう「支障」の程度について、「単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。」とし、また、「おそれ」の程度についても、「抽象的な可能

性では足りず、当該事務又は事業の適正な執行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。」としている。

イ 本件対象文書1は、入学者選抜において受検者が実施した自己表現に対する評定を評価者が記載する評価表であり、この評価表には、評価の観点ごとに、評価者が評定を行う際の評価の視点が記載されており、当委員会は、本件対象文書1のうち、評価の観点ごとの具体的な評価の視点を条例第10条第6号に該当するものとして不開示とした。

当委員会では、中学校を卒業する15歳の段階で、本県の生徒全員に身に付けてもらいたい力として、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を掲げており、入学者選抜において、これらの力を「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」として明示し、各受検者がどのくらい身に付いているのかをみるため、受検者全員に「自己表現」を令和5年度（令和4年度実施）入学者選抜から実施することとしたところである。

この自己表現を含む新たな入学者選抜においては、各受検者が夢や目標を大切にしながら、「自分らしい」中学生を送れるよう、これまで中学校から提出される調査書のうち、中学校の教員が記載していた特別活動の記録や、スポーツ・文化・ボランティア活動などの記載を廃止し、自己表現において、各受検者に対して、自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で、自分らしく、伸び伸びと表現することを求めることとしている。

自己表現の具体的な評価の視点は、一般に公開されておらず、これが公になることで、各受検者は、自己表現において高得点を取るため、この具体的な評価の視点に沿った構成（ストーリー）の自己表現を準備することが可能となり、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」を、中学校を卒業する15歳の段階で本県の生徒全員に身に付けてもらうこと、またこれらの力がどのくらい身に付いているかを確認することという当委員会が入学者選抜において自己表現を実施することとした目的を達成することが困難となるおそれがある。

このことは、条例第10条第6号が定める「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」及び「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、また、本件対象文書1中の具体的な評価の視点を開示することによる入学者選抜事務の適正な遂行に及ぼす「支障」の程度は、実質的なものであるといえ、更に、支障を及ぼす「おそれ」の程度についても、法的保護に値する蓋然性があるといえる。

(2) 本件処分2について

当委員会は、審査請求人からの本件請求を受け、西条農業高等学校の自己表現に係る具体的な評価基準として、西条農業高等学校が当該校で自己表現に係る具体的な評価基準として使用した本件対象文書2を、対象文書として特定した。

西条農業高等学校は、当委員会が作成した研修資料である「令和5年度広島県公立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜「自己表現」評価者研修資料」を選抜に係る自己表現の実施マニュアルとして使用しており、同資料に記載されている自己表現に係る評価基準に基づき、自己表現を実施した。

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由において「西条農高の行政文書であることが分かり、西条農高が書いたもの」を開示するよう主張しているが、西条農業高等学校における自己表現に係る具体的な評価基準は本件対象文書2であり、これ以外に文書は存在しない。

更に、令和6年3月11日付けで審査請求人が提出した補正書において、審査請求人は、本件対象文書2について、「西条農業高校での研修で配布されたものである証拠（タイトル 校名があるもの）がないと、内部文章であるとは認めがたい。従って、開示請求した文章を含んでいる、研修の証拠（タイトル）を付け加えてもらいたい。」と主張するが、開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、新たに行政文書を作成又は加工する義務はない（解釈運用基準・第5条【解釈及び運用】6(3)）。

(3) 本件処分3について

当委員会において、広島県全体の自己表現に係る各評価の観点ごと（①

自己を認識する力②自分の人生を選択する力③表現する力) の評定が3、4又は5の人数やその割合に関する文書は作成しておらず、また、広島県全体の自己表現に係る各評価の観点ごとの評定の平均点及び標準偏差並びにこれらの評定の合計の平均点及び標準偏差に関する文書も作成していない。

したがって、審査請求人が請求する本件請求文書4は存在しない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には、何ら違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

1 本件処分1について

(1) 本件請求1について

本件請求1は、実施機関に対して、令和5年度広島県公立高校一次選抜検査に関する文書のうち、実施機関が高等学校の校長及び担当者を対象に実施した評価者研修の際に実施機関が配布した資料全ての開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求1に対して、対象文書を特定し、本件処分1を行った。

これに対して審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めている。

一方、実施機関は、本件不開示部分は条例第10条第6号の不開示情報に該当すると主張している。

なお、審査請求人は、反論書において、本件処分1に係る実施機関の弁明に対して、反論の趣旨として「了解とする。(=反論しない。意見は書く)」としているが、その意見の内容から、本件請求1を取り下げたものとは考えられないことから、以下、本件処分1の妥当性を検討する。

(2) 本件処分1の妥当性について

ア 審査請求人及び実施機関の主張について

審査請求人は、本件不開示部分は条例第10条第6号の不開示理由に該当せず、開示を求めるとして、前述の第3の2(1)のとおり主張する。

実施機関は、本件不開示部分について、条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして、前述の第4の2(1)のとおり説明する。

イ 本件対象文書1の特定について

審査会において、本件請求1に対して本件対象文書1を特定した理由について、実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

評価者研修について、自己表現に関して実施した研修は、令和4年6月20日、令和4年6月21日及び令和4年6月22日に開催された「自己表現」評価者研修であるため、教育委員会としては、対象文書を令和4年6月20日、令和4年6月21日及び令和4年6月22日に開催された「自己表現」評価者研修で教育委員会が配付した資料のすべてであると捉え、当該研修で配付された本件対象文書1を特定したものである。

審査会において本件対象文書1を見分したところ、本件対象文書1は、「令和5年度広島県公立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜 「自己表現」評価者研修 模擬評価資料」と題する文書であって、その表紙の下部に「広島県教育委員会事務局 高校入学者選抜制度推進課 特別支援教育課」と記載されていた。

また、審査請求人は、本件対象文書1の特定については、審査請求書及び反論書において特段の主張は行っていない。

これらのことから、実施機関が、本件請求1に対して、他の開示文書等とともに、本件対象文書1を特定したことは妥当である。

ウ 条例第10条第6号該当性について

実施機関は、本件不開示部分について、本件対象文書1は入学者選抜において受検者が実施した自己表現に対する評定を評価者が記載する評価表であって、この評価表には、評価の観点ごとに、評価者が評定を行う際の評価の視点が記載されており、評価の観点ごとの具体的な評価の視点を、条例第10条第6号に該当するものとして不開示としたと説明している。

審査会において本件対象文書1を見分したところ、本件対象文書1は、表紙を含めて計7枚の文書であって、審査請求人が開示を求める本件不開示部分は、「- 3 -」ページの「自己表現 評価表」のうち、評価の観

点ごとの具体的な評価の視点等に係る部分であった。

実施機関は、弁明書において、「自己表現の具体的な評価の視点は、一般に公開されておらず、これが公になることで、各受検者は、自己表現において高得点を取るため、この具体的な評価の視点に沿った構成(ストーリー)の自己表現を準備することが可能となり、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」を、中学校を卒業する15歳の段階で本県の生徒全員に身に付けてもらうこと、また、これらの力がどのくらい身に付いているかを確認することという当委員会が入学者選抜において自己表現を実施することとした目的を達成することが困難となるおそれがある」と主張している。

本件不開示部分は、入学者選抜における具体的な評価の方法に関する情報であって、その内容は実施機関の裁量に委ねられているものと考えられること、また、本件不開示部分を開示することにより「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」に係る教育に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、本件不開示部分の条例第10条第6号該当性の判断において一定程度尊重されるべきものであると考えられる。

しかしながら、本件不開示部分のうち、「自己を認識する力」欄、「自分の人生を選択する力」欄及び「表現する力」欄において文章によって記述されている部分は、評価の視点のうち開示されている部分の内容を細分化した上で、言葉を補ったもの、言い方を変えたものと考えられる部分があること、また、広島県教育委員会のホームページに令和2年4月付けで掲載されている「広島県の公立高等学校の入学者選抜制度が変わります」において、「自己を認識する力」、「自分の人生を選択する力」、「表現する力」について説明した上で、生徒が積極的に取り組むべきこと等が示されていることから、本件不開示部分の内容については、一定程度は類推することが可能であって、評価の視点のうち開示されている部分と密接に関連する一体的なものであると考えられる。

こうしたことからすると、本件不開示部分のうち、「自己を認識する力」欄、「自分の人生を選択する力」欄及び「表現する力」欄において文章によって記述されている部分については、当該部分が開示された場合の実施機関の懸念は抽象的であって、その支障を及ぼす「おそれ」の程度についても、

法的保護に値する蓋然性があるとまではいえず、当該部分が条例第10条第6号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

2 本件処分2について

(1) 本件請求2について

審査請求人は、本件対象文書2は、文書の特定に誤りがあり、改めて文書を特定し開示を求めるとして、前述の第3の2(2)のとおり主張する。

実施機関は、本件対象文書2について、文書の特定には誤りはないとして、前述の第4の2(2)のとおり説明することから、以下、本件処分2の妥当性を検討する。

(2) 本件対象文書2の特定について

審査会において、本件請求2に対して本件対象文書2を特定した理由について、実施機関に確認したところ、実施機関は、本件対象文書2の特定において誤りがあったとして、次のとおり説明する。

教育委員会で西条農業高等学校の起案文書等の写しを確認したところ、対象文書の特定誤りが判明した。

西条農業高等学校では、「令和5年度広島県公立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜「自己表現」評価者研修資料」ではなく、令和4年10月28日付け高等学校入学者選抜制度推進課長通知において、教育委員会が配付した資料である「令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜自己表現評価者用資料」を参考にして、実際に西条農業高等学校が選抜に係る自己表現の実施マニュアルとして使用した文書を作成し、使用していたことが判明した。

特定誤りが発生した理由

- 令和5年8月下旬、教育委員会の担当者が西条農業高等学校に対して、自己表現に係る具体的な評価基準として使用した入学者選抜に係る自己表現の実施マニュアルの提出を依頼した。
- 教育委員会及び西条農業高等学校の担当者間で文書の特定を進めた結果、「自己表現」評価者研修資料」を特定するに至った。
- 文書の特定に当たって、教育委員会及び西条農業高等学校の担当者

間で何らかの認識の齟齬があったものと考えられるが、両者で特定した文書の最終確認を行っていなかったため、誤った文書を特定した。審査会において本件対象文書2を見分したところ、本件対象文書2は、「令和5年度広島県公立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜「自己表現」評価者研修 模擬評価資料」と題する文書であって、本件処分1の開示文書である「令和5年度広島県公立高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜「自己表現」評価者研修 模擬評価資料」と同一の内容であった。

これらのことから、実施機関の、本件対象文書2の特定において誤りがあったとの説明は、不自然・不合理とまではいえず、実施機関は、本件処分2のうち本件対象文書2に係る部分を取り消し、改めて対象文書を特定し、開示等の決定を行うべきである。

3 本件処分3について

(1) 本件請求4について

審査請求人は、本件処分3を取り消し、改めて文書を特定し開示を求めるとして、前述の第3の2(3)のとおり主張する。

実施機関は、本件処分3について、文書を作成していないとして、前述の第4の2(3)のとおり説明することから、以下、本件処分3の妥当性を検討する。

(2) 本件処分3について

本件請求4は、「自己表現の広島県を単位とする ア認識 イ選択 ウ表現 の評定3、4、5の人数(割合) 自己表現の広島県を単位とする 平均点と標準偏差(出来れば100点満点表示) 同様に3項目総合のもの」に係る文書の開示を求めるものである。

審査会において、本件請求4に係る文書を作成していない理由について実施機関に確認したところ、実施機関は、次のとおり説明する。

評価基準(評定(3、4、5)の判断基準)及び配点(30点又は45点)は各高等学校で定めており、全高等学校の平均点や標準偏差等を算出することに意味がないため、作成していない。

評価基準を含む自己表現の実施マニュアルは、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第90条第1項に基づき、各校長の権限におい

て作成されるものであって、各高校ごとに評価規準や配点は定めているものと認められる。そうすると、本件請求4は、「自己表現の広島県を単位とする」ものの開示を求めるものであることから、全高等学校の平均点や標準偏差等を算出することに意味がないため、本件請求文書4は作成していないとする実施機関の主張は、不自然・不合理とまではいえず、本件請求4を不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年8月29日	・ 諮問を受けた。
令和7年8月29日 (令和7年度第5回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年9月26日 (令和7年度第6回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年10月24日 (令和7年度第7回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年11月28日 (令和7年度第8回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年12月19日 (令和7年度第9回第3部会)	・ 実施機関から意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
令和8年2月27日 (令和7年度第11回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年3月26日 (令和7年度第12回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士